

亀岡サッカースタジアムに係るアユモドキ保全に関する情報交換

日時：平成24年12月28日（金）午後1時30分～3時30分

場所：府庁文化環境部会議室

参加：環境省近畿地方環境事務所野生生物課 課長、課長補佐、自然保護官
府文化環境部スポーツ振興室 参事
府文化環境部環境・エネルギー局自然環境保全課 課長、副課長、
主査、主事

会議趣旨：亀岡市内に決定したサッカースタジアム建設について、アユモドキ生息地に關連して環境省近畿地方環境事務所から、事実確認と今後の保全についての情報交換をしたい旨の要請があったもの。スポーツ振興課立ち会いいただき対応した。

会議結果：

(環境省◎)

◎亀岡市の水田地帯は今回の予定地も含めてラムサール条約の候補地にもなっている重要な生態系を保持している地域。特に今回の予定地はアユモドキの生息地に隣接し、地元の農業とともに守られてきた地域であるので、水田が失われることに対して大きな懸念をしている。

◎具体的に懸念しているのは、稚魚が遡上する用水路が失われること、水田が失われ、プランクトンの供給源が失われること。工事の際の排水の影響（岡山で工事のコンクリート廃液が流れてアユモドキが大量死した事例がある。）。サッカー場に多くの人が集まり、運用後のゴミの問題などの点である。ここに手をつけたとたんにアユモドキの生息は保証できないのではないかと考えている。

◎共生ゾーンというのはどのようなものか。

→亀岡市の話では、予定地と一緒に借り上げて手を付けずに残す予定とのこと。

(スポーツ)

◎共生ゾーンを今のまま残しても（水田の生息地喪失の）代償措置にはなっていない。予定地周辺の水田や水路を残すことと合わせて、個体群維持の保険として別の繁殖地をどこかに作るとか、桂川の人工ワンドを増やすとかも合わせて考えて行くべき。

→工事の際の一時避難するための捕獲や移殖の際の捕獲等、国の許可が必要な場合に懸案事項はすべてクリアしないと許可は下りないか。（自然）

◎調査や移殖など保護のための捕獲は必ずしもすべての懸案が解決しなければ許可ではないが、その際には環境省だけの判断でできるものではなく、専門家も交えて検討をしていく必要がある。

→許可（協議）はどのような際に必要となるのか。（自然）

◎直接捕獲することは当然であるが、アユモドキの生息の可能性があるのでに許可なく埋め立てたり廃液を流すことは違法になる可能性がある。 工事をするには水田にアユモドキがいない冬期にするなどの工夫は必要。 いずれにせよ、国・府・市・専門家による委員会等を設置して基本構想前に保全について検討していくべき。

◎環境省としても、緊急避難として系統保存や生息地等保護区指定も合わせて考えて行く必要があると思う。

◎これを契機にアユモドキの本格的な保全が進むようなきっかけになればと思う。